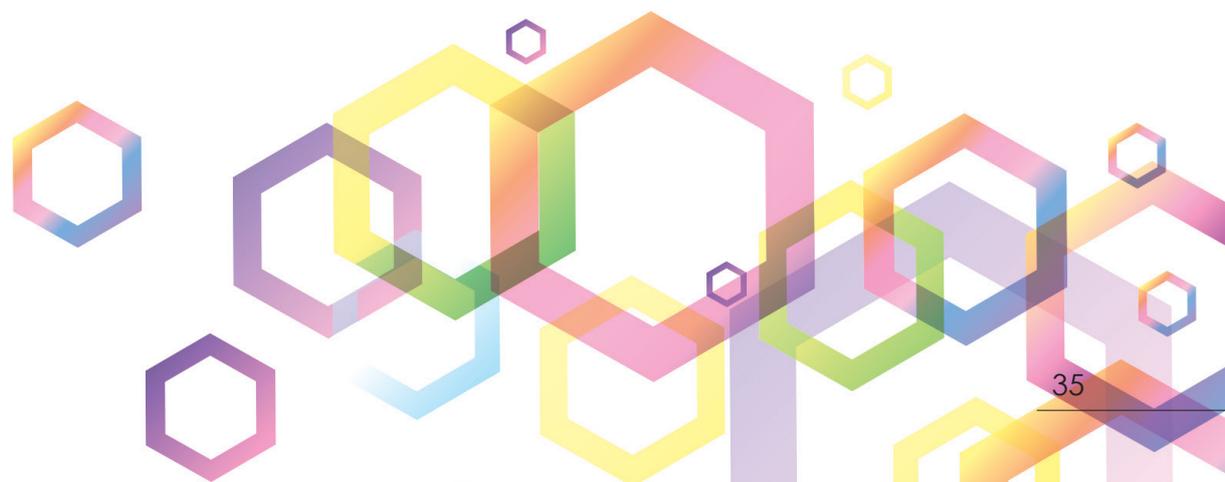


第4次沖縄市総合計画
後期基本計画
総論





1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、「沖縄市大好き！人・文化・環境をつなぐまち」を基本方針に掲げ、平成23（2011）年度に、基本構想（平成23年度～平成32年度）と前期基本計画（平成23年度～平成27年度）からなる第4次沖縄市総合計画をスタートさせ、さまざまな施策に取り組んできました。

一方、少子高齢化の進行や自然災害をはじめとする様々なりスクに対する危機管理、地方分権の進展など、社会経済情勢の変化への対応等が求められており、保健・福祉・医療の充実や経済活動の活性化など、市民のニーズに即したまちづくりに、市民と行政が力を合わせて取り組む必要があります。

平成27（2015）年度に前期基本計画の計画期間が終了することから、基本構想の方向性をふまえ、平成32（2020）年度を目標年度とする今後5年間の新たなまちづくりの指針として、後期基本計画を策定します。

2 後期基本計画の策定方針

（1）地域特性を活かした計画

本市の多彩な人財や立地特性、歴史・文化、景観、産業等の地域資源、各種の宣言等に基づくまちづくりの方針など、本市の特性を活かした計画とします。

（2）市民参画による分かりやすい計画

市民をはじめ各種団体等からの意見を広く反映するとともに、めざす将来像や取り組みの方向性などを共有できる計画とします。

（3）時代潮流に対応した計画

人口減少や社会経済情勢の変化、地方分権など、時代潮流や中長期的な環境予測等に的確に対応できる計画とします。

（4）将来を見据えた実効性のある計画

限られた財政環境で効果的な事業展開ができるよう、財政収支見通しに基づく選択と集中により、実効性のある計画とします。

（5）継続的な管理運営のできる計画

P D C Aサイクル^{注1}を確立し、目標や成果を明確に把握し、検証と改善をふまえた施策展開や進行管理ができる計画とします。

注1 P D C Aサイクル（plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、action（改善）の頭文字を取ったもの）行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかすという考え方・手法。

3 時代の潮流

(1) 少子高齢化の進行と家族や地域の変容

日本の人口は、平成20（2008）年をピークに本格的な人口減少社会を迎えています。

女性の社会進出や子育て支援に関する環境整備の遅れ、晩婚化の進行、将来の経済不安などの要因も重なり、出生率の低下や少子化が深刻な問題となっています。平成26（2014）年の全国の合計特殊出生率^{注1}は1.42と、人口を維持していくために必要とされる2.07～2.08を下回っており、長期的な人口減少が懸念されています。

一方、高齢化は早いスピードで進行しており、平成37（2025）年頃には団塊の世代が75歳に達し、後期高齢者が急激に増加すると見込まれています。

人口の減少および少子高齢化による年齢構造の変化は、経済活動の停滞や年金・医療・介護などの社会保障費の財源不足、地域活力の低下などの影響を及ぼすことが懸念されています。

そこで、平成26（2014）年、政府は人口の減少に歯止めをかけ、それぞれの地域でだれもが住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある地域社会を形成していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。各自治体においては、人口減少への対応と地方創生を目的とした、まちづくり、人材の確保、就業機会の創出等に係る各施策の総合的な展開が求められています。

また、「子どもの貧困^{注2}対策の推進に関する法律」が平成25（2013）年に制定され、沖縄県においては、全国的にも深刻な状況であることが公表されたことから、その対策に向けた強力な取り組みが求められています。

こどもから高齢者まで、すべての住民が健康で活躍できる環境づくり、地域福祉ネットワークや地域力の強化など、少子高齢化社会の進行に備えた取り組みの充実が重要です。

注1 合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

注2 子どもの貧困

その国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らさない相対的貧困の17歳以下の子どもの存在及び生活状況。

(2) 労働環境の変化や仕事と生活の調和に対する意識の高まり

経済のグローバル化や市場経済の競争の強まり、技術革新の進展に伴うコスト削減などを背景に、企業の雇用管理に変化が生じ、正規従業員以外の外部人材の活用が増加しています。こうした企業の人材マネジメントの変化などを背景に、パート、派遣、契約社員などの多様な就業形態を選択できる一方で、低賃金労働者や不安定な就労形態が問題となっています。

また、人材不足となっている業種がある中、若者無業者（ニート）^{注1}が増加する状況もあることから、人材の確保や育成に取り組む必要があります。

女性の社会進出や経済情勢の変化などから共働き家庭が増加しており、男女問わず働きやすい職場づくりが求められています。男性の育児・介護休業の取得率は低く、女性については出産を機に離職するケースが依然としてみられ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性が問われています。

平成27（2015）年には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の社会進出の後押しとして期待が寄せられています。

男性・女性が共に働きがいを感じる雇用の場の拡大や個々のニーズに応じた就労支援の充実を図るとともに、ライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが重要となっています。

(3) 地域経済の持続的な発展に向けた取り組み

日本経済は近年、アメリカで発生した金融・経済危機や東日本大震災、欧州債務危機などにより大きな打撃を受け、厳しい状況が続く中、経済回復を目的とした経済政策が平成25（2013）年に打ち出され、経済成長率、企業業績、雇用等、多くの経済指標は改善を見せ、地方経済にも景気回復が緩やかに波及しているとの見解が示されています。さらに経済の好循環の拡大を確かなものとしていくためには、地方がそれぞれの地域内の資源を活用し、生産性の高い産業を創出するとともに、地域に人材を呼び込んでいくことが重要であるといわれています。

注1 若者無業者（ニート）【NEET】(not in employment, education or training)
職業にも学業にも職業訓練にも就いてない、あるいは、就こうとしない若者。

平成27（2015）年には、T P P（環太平洋パートナーシップ）協定^{注2}交渉の大筋合意がなされ、今後の動向に注視する必要があります。

また、アジア諸国の経済成長や円安、ビザ発給の要件緩和などにより、平成25（2013）年の訪日外国人数は1,300万人を突破し、大幅な伸びを示しています。国や沖縄県においては、観光は新たな消費や雇用等を生み出し、経済を活性化させる基盤産業として期待されており、特に海外からの誘客や観光の質を高める取り組みが展開されています。

加えて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32（2020）年に向けて、外国人旅行者がさらに増加すると見込まれており、全国各地において、外国人旅行者が快適かつ安心して滞在できる環境の整備が重要となっています。

（4）情報化とともに進展する社会への対応

I C T（情報通信技術）の飛躍的な進歩により、世界と情報通信ネットワークによって結ばれ、瞬時に多様な情報の受発信が可能となっています。

また、生活の利便性や産業の生産性、行政サービスの向上など、I C Tは今日の生活の中で切り離せないものとなっており、国民生活に大きな変化をもたらしています。I C Tを活用することで、場所にとらわれない柔軟な働き方や交流ができるだけでなく、遠隔医療や教育等における地域的偏在の是正も期待されています。

一方で、個人情報等を使った犯罪やプライバシーの侵害などといった新たな問題も発生しており、氾濫する情報を正しく読み取る力や個人情報保護等の対策が求められています。

今後もI C Tや科学技術の進展は、新たなビジネスを生み出し、経済の活性化等に貢献していくものと期待され、同時に高度なI C T技能を有する人材の確保・育成が求められています。

また、平成28（2016）年に導入された「マイナンバー制度」により、窓口サービスの向上や事務の効率化が期待されていますが、業務間の情報共有を可能にするためのセキュリティ等の一層の強化が必要となります。

情報の格差が生じることなく、広く市民が情報化の利便性を享受できるような環境をつくり、地域の活性化や市民サービスの向上等をめざす必要があります。

注2 T P P（環太平洋パートナーシップ）協定（Trans-Pacific Partnership）の略

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナムの計12カ国による包括的な経済連携協定。

(5) 環境問題の深刻化とより良い環境の継承

世界的な人口増加や工業化の進展とともに、経済活動が地球規模で一気に拡充し、資源の大量採取、製品の大量生産・大量廃棄が進み、開発行為による自然破壊、生態系の崩壊が進行するなど環境問題はより深刻さを増しています。

世界的な気温の上昇は、人為的活動による温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が極めて高いとされています。

平成26（2014）年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{注1}においては、現行を上回る緩和努力がないまま温室効果ガスの排出が続くと、21世紀末には平均気温が最大で4.8℃上昇し、降水量や気候の変化により、豪雨や猛暑、自然災害の甚大化が懸念され、加えて、水不足や農作物の収量の減少など様々な悪影響が報告されています。

国は、平成24（2012）年に第四次環境基本計画を策定し、地球環境に配慮した低炭素社会・循環型社会への転換に向けて、多様な取り組みを推進しています。同時に、石油代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス（動植物由来する有機物）発電などの開発と利用が進められてきました。

良好な自然環境や資源を次世代へ継承するためにも、国、自治体、市民、事業者等、多様な主体におけるそれぞれの立場での責任ある行動が求められています。

(6) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災等で明らかになった課題をふまえ、防災、減災対策の強化を図るため、災害対策基本法が改正され、全国的に防災対策の見直しが進められています。

近年は活火山の噴火被害、大型の台風や低気圧による豪雨、洪水、竜巻などの自然災害の多発化、甚大さが深刻な問題となっていることから、災害に対する教育や訓練および施設等の整備とともに、広域災害時における行政機能の補完のあり方について、国や県との役割分担や連携が重要となっています。

災害発生時に、一人ひとりが適切な避難行動等がおこなえるよう備えることが重要ですが、個々人が自分の身を守る「自助」だけでは十分とはいえず、住民同士が協力しあえる地域づくりが求められており、自助・共助・公助の総合的な防

注1 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（Intergovernmental Panel on Climate Change）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織。

災力を向上させていく取り組みの継続が必要です。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺や、インターネット等を利用した犯罪は依然として発生しており、生活の安全・安心を脅かす様々な課題が山積し、安全に暮らせる地域づくりの大切さが改めて見直されています。

安全で安心なまちづくりを進めるには、日頃からの声かけなど、地域住民同士の支えあいが重要です。

(7) 地方分権の進展と協働のまちづくり

国と地方の役割が見直され、市町村は地域における行政を自主的に実施する役割を担うこととなり、平成12（2000）年の地方分権一括法の施行によって、事務や権限が積極的に移譲され、地方分権への転換が進められています。

限られた行財政の中で、新たな時代や多様化する市民ニーズに応え、効果的なまちづくりを進めていくためにも、市町村の自立力を強化する行政運営体制が重要となり、特に財源の確保や政策を立案し実行する能力の向上が求められています。加えて、国内の公共施設は高度成長期につくられたものが多く、その老朽化に伴う計画的な更新や維持管理が課題となっています。

また、まちづくりに対する市民の意識が高まる中、多様な地域課題に対応する「新しい公共」としてNPO等の団体が活動しており、行政との連携・協働が各地で活発化しています。

地域の課題やニーズ等へのきめ細やかな対応をおこなうためには、市民や団体、企業などとの協働をさらに進める必要があります。

平成28（2016）年より、18歳選挙権が適用されることから、若い年代が、まちづくりへの理解を深めて参画するためにも、発信する情報はわかりやすい内容とし、広く届くよう工夫する必要があります。

交通、観光、医療などの広域的な課題に対応できるよう、近隣市町村や専門機関等との連携を図り、効果的に取り組む必要があります。

4 土地利用

現況

沖縄市は、市域の約9割が標高100m以下の地形で、大別すると東海岸部の低地域、中部地区の標高50～60mの台地域、西部地区の標高100mの中央台地域、それらを連結する斜面域、さらに、西北部の丘陵域に分類できます。

市域面積は4,900haで、土地利用状況は、中心市街地や新市街地等の居住地域および農業地域、森林地域、斜面緑地、米軍基地などに大別されています。

また、市域は中部広域都市計画区域に属し、全域が都市計画区域に指定されており、用途地域は1,896ha、未指定地域は3,004haとなっています。

活力ある都市・生活空間の形成

市街地については、土地の高度利用や低未利用地の活用など、土地の有効活用を考慮した良好な市街地形成をめざします。公共交通機関を利用した交通体系の構築や、道路機能の整備促進など都市基盤の整備、住環境の改善による安全性、利便性、快適性の向上に努めます。さらに、オープンスペースの確保やユニバーサルデザインの導入促進、地域特有の景観の保全・形成、歴史的・文化的風土の保全など質の高い土地利用の形成をめざします。

中心市街地については、商店街や沖縄こどもの国などの地域資源を活かし、にぎわいの創出を図るなど、個性豊かで魅力的な都市空間の形成をすすめるとともに、良好な生活空間の創出にも考慮した土地の有効利用をすすめます。

経済活動を支える土地利用については、地域産業の振興と企業立地の促進を図るための基盤整備をすすめるとともに、既存産業の育成に資するものとしします。また、工業・準工業地域については、操業環境の向上による活性化をめざすとともに、住宅や工業などが混在する地域については、土地利用の再整理を図るなど有効活用を努めます。

農地保全と秩序ある土地利用

農業生産に供される土地については、生産環境や農業生産性の向上に向け、農業生産基盤の整備や農地の保全・有効利用を図るとともに、自然環境の保全に配慮した環境保全型農業を推進します。

また、農業振興地域における宅地化等の開発については、農業振興を妨げることがないように十分な配慮をおこなうとともに、都市化の進展など農業環境の変化が著しい地域については、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

自然環境等と調和する都市の形成

北部地区の森林地帯や東部地区の斜面緑地、水辺などの土地利用については、生態系の維持や形成、環境負荷の低減、災害の防止などを促進するため、保全等をすすめます。

また、市街地内のうるおいある空間づくりや自然・歴史・文化とのふれあいづくりのため、緑化の推進や水辺の保全・活用および景観の形成や歴史・文化等の地域特性を活かした土地利用など、自然環境等と調和する都市の形成をめざします。

臨海部の整備

臨海部については、自然環境と都市環境が調和する土地利用をすすめるとともに、地震や津波など自然災害に対する「減災」の取り組みを強化し、防災機能の向上を図ります。

中城湾港新港地区については、流通加工港湾としての機能の充実および貨物船等の定期就航、クルーズ船の誘致を促進するなど、港湾およびその周辺における経済活動を支える土地利用をすすめます。

スポーツコンベンション拠点の形成をめざす東部海浜開発事業の推進を図るため、中城湾港泡瀬地区の埋め立て事業を促進するとともに、埋め立て後の土地利用計画に基づく基盤整備等に努めます。

基地の計画的返還と跡地利用

都市構造上の制約要因になっている米軍基地等については、引き続き基地の計画的返還を促進するとともに、基地内道路の共用に向けた取り組みを推進します。また、中南部都市圏における大規模な基地返還を見据えつつ、地域の特性を活かした返還跡地の利用に取り組めます。

